

令和6年度 第1回 国立大学法人埼玉大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和6年12月9日(月) 本部2号館4階 第2会議室	
委員	委員長 小川 千恵子(公認会計士) 委 員 矢部 武(さいたま市財政局契約管理部契約課参与) 委 員 野田 泰彦(弁護士)	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
抽出案件(合計)	5件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立てはなし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	5件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	0件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙の通り	別紙の通り
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

別紙

質問・意見	回答
審議対象工事1 【埼玉大学教育学部附属特別支援学校中・高等部・管理棟改修その他電気設備工事】 一般的な工事は、施工実績を求めないことも選択肢の一つであることは、昨年も議論した。 せめて、建物種別を指定しない選択肢はなかったのか。 総合評価落札方式はどのような工事に適用するのか。	工事施工の品質確保のため、建物種別は必要なものと考えている。 十分な競争性の確保がされるよう留意し、工事の性質を考慮して品質の確保が出来る必要最低限の設定をしている。 総合評価落札方式は、「価格」のほかに「価格以外の要素(品質)」を評価の対象に加えて、価格と品質を総合的に評価し、その両面から見て優れた案を提示した者を落札者とする方式である。 埼玉大学では、総合評価落札方式の対象工事の下限額(原則適用額)を 2,000 万円 としている。
審議対象工事2 【埼玉大学(大久保1)中央監視制御設備更新工事】 競争参加資格者の制限を一級下位のB等級を含めているが、1億円規模の工事をB等級でも履行能力があると判断した理由は何か。	平成一三年一月六日付け文部科学大臣決定の一般競争参加者の資格制限第四条ただし書き「当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の一級上位若しくは二級上位又は一級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができる。」を適用している。 当該工事は、入札参加機会を拡大し競争性確保のため A 等級の一級下位の B 等級を含めている。
審議対象工事3 【埼玉大学(大久保1)情報ネットワーク構内光ケーブル配線工事】 競争参加資格者の制限で、工事内容が簡易であれば、一級下位の等級を含めると考えるが、上位を含める理由は何か。 資格なし(配置予定技術者)と記載されている業者の理由は何か。 他の案件と比較し、なぜ入札参加者が多かったのか。 各者の入札金額の見解は、どのように考えるか。	工事内容は簡易だが、改修面積が広く、棟数も多いことから、各建物の使用者との連絡調整の実施と工事の品質管理が求められる。 このことから、上位の等級を含めて、入札参加機会を拡大し、競争性を確保している。 配置予定技術者が同種工事に従事したという証明ができなかったためである。 B 等級、A 等級の施工管理、品質管理の能力を有する競争参加希望者には、工事内容が簡易であったものと考えられる。 一方、入札機会を拡大するために、A 等級も対象とした。結果として競争参加希望者7社は、全てA等級であったことから、競争性が確保されたと考える。 各者の工事コストやシェア拡大を狙い低価格にするなど、競争戦略の違い等の要因が組み合わさって価格に差が出たのではないかと考える。

予定価格と落札価格にかなり差があるが、契約後に設計図どおりの工事の施工を確認しているのか。	監督職員が、設計図どおりの現場施工（進捗）を確認し、竣工時には検査職員が完成確認をしている。この後、監督職員と技術検査職員が工事成績の評価点を付けている。
審議対象工事4 【埼玉大学(大久保1)理学部1号館屋上テラー更新工事】 比較的少額で短期間の工事で、競争参加資格 A から C の 3 等級とした理由と、入札参加者が A 等級 1 者だったことは、どのように考えるか。	本工事は C 等級のため、二級上位の A 等級まで含めて入札参加機会を拡大し競争性を確保している。年末から年度末の工事であり、工事業者が繁忙期で仕事を受ける余力が無かったため入札参加者が 1 者であったと考えられる。
審議対象工事5 【埼玉大学(大久保2)国際交流会館1号館1207室他3室ユニットバス交換工事】 少額で、難易度の低い工事であるが、施工実績を求める理由は何か。 また、B から D の 3 等級とした理由と、入札参加者が B 等級 1 者だったことは、どのように考えるか。 当該工事は、再公告であるが、最初の公告と何を変更したのか。	施工実績を求める理由は、工事施工の品質確保のため、必要なものと考えている。 十分な競争性が確保されるよう留意し、工事の性質等を考慮し、品質が確保できる必要最低限の参加条件を設定している。 一方、参加条件を拡大して B 等級 C 等級も対象とした。 B 等級 1 者となったことは、年度末の契約と工期という条件だったことが考えられる。 配置予定技術者について、施工実績を求めないこととした。